

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本県が政府による緊急事態宣言の対象区域外となってから1か月余が経過いたしました。この間も、県民や事業者の皆様への感染防止対策への御理解と御協力をはじめ、医療従事者の皆様への御尽力によりまして、新規感染者数の減少傾向を維持し、病床稼働率は低下してきているところであります。一方、近隣の4都県では、緊急事態宣言が今月21日まで延長されており、引き続き警戒が必要な状況にあります。

県といたしましては、こうした感染状況や本県の有識者会議の御意見等を踏まえ、今月5日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県独自の警戒度基準を改定した上で、警戒度レベルを県版ステージ2の「感染注意」とし、引き続き感染防止対策に取り組むことといたしました。

県民の皆様には、外出自粛要請を緩和いたしました但、昨日から4月4日までの間、感染拡大地域への不要不急の移動を慎重に検討することや歓送迎会等の自粛等を要請しております。

また、事業者の皆様には、「会話する^は＝マスクする」運動への参加など、感染拡大防止のための適切な取組を要請しているほか、職場での居場所の切り替わりに注意するとともに、テレワークやオンラインビジネスの推進等に御協力くださるようお願いしております。

さらに、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別、いじめ等の防止に向けましては、今月末までを「STOP！コロナ差別」

呼びかけ推進強化期間として、市町や業界団体、大学等と連携・協力しながら、一層の啓発活動を展開することといたしました。県民の皆様には、人権への配慮について御理解と御協力をお願い申し上げます。

引き続き、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例18件、その他の議案1件の計19件であります。

まず、追第1号議案から追第8号議案まで及び追第17号議案の9件は、高齢者福祉施設及び介護サービスに係る条例であり、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の全部又は一部を改正するものであります。

追第9号議案から追第16号議案まで及び追第18号議案の9件は、障害者支援施設及び障害福祉サービスに係る条例であり、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の全部又は一部を改正するものであります。

追第19号議案は、あっせんの申立てに係る和解について、議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。